

人工関節等の障害認定の評価に関するワーキンググループ (第1回)

平成24年11月28日(水)

18:30~20:30

場所:共用第9会議室(19階)

議事次第

1. 開会
2. 構成員紹介及び座長指名
3. 議事
 - (1) 人工関節等の障害認定の見直しについて
 - (2) その他
4. 閉会

「配付資料」

資料1 人工関節等の障害認定の評価に関するワーキンググループ構成員名簿

資料2-1 「人工関節等の障害認定の評価に関するワーキンググループ」について

資料2-2 人工関節等の障害認定の評価に関するワーキンググループ開催要綱

資料3 身体障害認定基準等について

- ① 身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)
- ② 身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(抜粋)
- ③ 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について(抜粋)

資料4 見直しの方向性について

資料5 身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)の改正案について
(肢体不自由)

資料6 「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の改正案(肢体不自由)

人工関節等の障害認定の評価に関するWG(第1回)

平成24年11月28日

資料1

人工関節等の障害認定の評価に関するワーキンググループ構成員

氏名	分野	所属及び職名
伊藤 利之	リハビリ	横浜市リハビリテーション事業団 顧問
岩谷 力	リハビリ	国際医療福祉大学大学院 副大学院長
江藤 文夫	リハビリ	国立障害者リハビリテーションセンター 総長
中村 耕三	整形	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局長
龍 順之助	整形	日本大学名誉 教授、総合東京病院 顧問
織田 弘美	整形	埼玉医科大学整形外科 教授
吉永 勝訓	リハビリ	千葉県千葉リハビリテーションセンター センター長

「人工関節等の障害認定の評価に関するワーキンググループ」について

1 本ワーキンググループ設置の背景

- ・ 身体障害者手帳の認定に当たって、関節に人工骨頭又は人工関節を用いている場合は、関節が全廃しているものとして取扱い、股・膝関節：4級、足関節：5級として認定されている。
- ・ 人工骨頭又は人工関節を用いている者の日常生活の制限の度合いは、医療技術の進歩（安全性・機能性の向上、耐久性の向上）により、この30年間で相対的に軽くなっている。術後は障害認定に該当しない程度にADLが改善される者が殆どである。
- ・ 厚生労働科学研究「障害認定の在り方に関する研究」（主任研究者：国立障害者リハビリテーションセンター総長 江藤文夫）において、「人工関節等の技術進歩を勘案し、施術を受けたことによりADLが改善する場合は、その結果に基づいて障害を認定すべきであるという意見が多い」といった報告がある。
- ・ 平成24年4月4日参議院予算委員会での櫻井充議員（現厚生労働副大臣）からの質問を受けて厚生労働大臣が以下の答弁をしている。

（議事録抜粋）

○ 櫻井充君

身体障害者のことについて、これも医療の進歩によって本当にこの方が身体障害者の一級でいいんだろうかと。例えば、例を申し上げれば、ペースメーカーを植えてしまえばもう心臓止まりませんから、もうゴルフも平気でやられているわけですね。そうすると、本当に一級でいいのだろうかと。（中略）この点についてはどうでしょう。

○ 国務大臣（小宮山洋子君）

委員御指摘のとおり、ペースメーカーを装着している人ですとかそれから人工関節に置き換える人でも、現在のところ、一律に身体障害者手帳の障害程度等級認定をしていますが、こうした方たちの中にも、医療技術が進歩して社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力が改善している人も多くあると思っております。

したがいまして、このような方たちについての障害認定について、関係者や専門家の御意見を伺いながら見直しを進めたいというふうに思います。

2 本ワーキンググループの目的

以上を踏まえ、身体障害者手帳の認定に当たって、装着後の状態を勘案する方向で認定基準の見直しの具体案について検討する。

※ なお、ペースメーカー等についても別途ワーキンググループを設置し、検討を行う。

人工関節等の障害認定の評価に関するWG(第1回)	
平成24年11月28日	資料2-2

人工関節等の障害認定の評価に関するワーキンググループ開催要綱

1. 趣旨

身体障害認定における人工関節等に係る評価について検討を行う。

2. 構成等

- (1) ワーキンググループは、上記検討事項に関連する専門家等有識者のうちから社会・援護局障害保健福祉部長が参集を求める者をもって構成する。
- (2) ワーキンググループに座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。座長は、ワーキンググループの会務を総理する。座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を行う。

3. 招集等

- (1) ワーキンググループは座長が必要に応じて招集するものとする。
- (2) 座長は必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

4. その他

ワーキンググループの庶務は、社会・援護局障害保健福祉部企画課において行う。

人工関節等の障害認定の評価に関するWG(第1回)	
平成24年11月28日	資料3

身体障害認定基準等について

頁

- ① 身体障害者障害程度等級表
(身体障害者福祉法施行規則別表第5号) ······ 2
- ② 身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(抜粋) ······ 5
- ③ 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について(抜粋) ······ 13

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由					心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
								上肢機能	移動機能								
1級	両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測つたものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 同上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なものの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なものの	
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聽力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がりることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聽力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショバ一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害										
		聴覚障害	平衡機能障害				上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
					上肢機能	移動機能													
4級	1両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2両耳による普通話声の最も福音明瞭度が50パーセント以下のもの	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1両上肢のおや指を欠くもの 2両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1両下肢のすべての指を欠くもの 2両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4一下肢の機能の著しい障害 5一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの					不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
5級	1両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの	平衡機能の著しい障害		1両上肢のおや指の機能の著しい障害 2一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3一上肢のおや指を欠くもの 4一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害				不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害								
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
								上肢機能	移動機能								
6級	一眼の視力が0.02以下。他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話話を理解し得ないもの) 2 一侧耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリストラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの								
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、ぐすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、ぐすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの								
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用調(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。																

身体障害認定基準（肢体不自由抜粋）

四 肢体不自由

1 総括的解説

(1) 肢体不自由は機能の障害の程度をもって判定するものであるが、その判定は、強制されて行われた一時的能力でしてはならない。

例えば、肢体不自由者が無理をすれば 1km の距離は歩行できるが、そのために症状が悪化したり、又は疲労、疼痛等のために翌日は休業しなければならないようなものは 1km 歩行可能者とはいえない。

(2) 肢体の疼痛又は筋力低下等の障害も、客観的に証明でき又は妥当と思われるものは機能障害として取り扱う。

具体的な例は次のとおりである。

a 疼痛による機能障害

筋力テスト、関節可動域の測定又はエックス線写真等により、疼痛による障害があることが医学的に証明されるもの

b 筋力低下による機能障害

筋萎縮、筋の緊張等筋力低下をきたす原因が医学的に認められ、かつ、徒手筋力テスト、関節可動域の測定等により、筋力低下による障害があることが医学的に証明されるもの

(3) 全廢とは、関節可動域(以下、他動的可動域を意味する。)が 10 度以内、筋力では徒手筋力テストで 2 以下に相当するものをいう(肩及び足の各関節を除く。)。

機能の著しい障害とは、以下に示す各々の部位で関節可動域が日常生活に支障をきたすと見なされる値(概ね 90 度)のほぼ 30% (概ね 30 度以下)のものをいい、筋力では徒手筋力テストで 3(5 点法)に相当するものをいう(肩及び足の各関節を除く。)。

軽度の障害とは、日常生活に支障をきたすと見なされる値(概ね 90 度で足関節の場合は 30 度を超えないもの。)又は、筋力では徒手筋力テストで各運動方向平均が 4 に相当するものをいう。

(注 4) 関節可動域は連続した運動の範囲としてとらえ、筋力は徒手筋力テストの各運動方向の平均値をもって評価する。

(4) この解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない。

- (5) 7級はもとより身体障害者手帳交付の対象にならないが、等級表の備考に述べられているように、肢体不自由で、7級相当の障害が2つ以上ある時は6級になるので参考として記載したものである。
- (6) 肢体の機能障害の程度の判定は義肢、装具等の補装具を装着しない状態で行うものであること。ただし、人工骨頭又は人工関節については、2の各項解説に定めるところによる。
- (7) 乳幼児期以前に発現した非進行性の脳病変によってもたらされた脳原性運動機能障害については、その障害の特性を考慮し、上肢不自由、下肢不自由、体幹不自由の一般的認定方法によらず別途の方法によることとしたものである。

2 各項解説

(1) 上肢不自由

ア 一上肢の機能障害

- (ア) 「全廢」(2級)とは、肩関節、肘関節、手関節、手指の全ての機能を全廢したものをいう。
- (イ) 「著しい障害」(3級)とは、握る、摘む、なでる(手、指先の機能)、物を持ち上げる、運ぶ、投げる、押す、ひっぱる(腕の機能)等の機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 機能障害のある上肢では5kg以内のものしか下げることができないもの。この際荷物は手指で握っても肘でつり下げるてもよい
- b 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか2関節の機能を全廢したもの
- (ウ) 「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。

- a 精密な運動のできないもの
- b 機能障害のある上肢では10kg以内のものしか下げることのできないもの

イ 肩関節の機能障害

- (ア) 「全廢」(4級)の具体的な例は次のとおりである。
- a 関節可動域30度以下のもの
- b 徒手筋力テストで2以下のもの
- (イ) 「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。
- a 関節可動域60度以下のもの
- b 徒手筋力テストで3に相当するもの

ウ 肘関節の機能障害

- (ア) 「全廢」(4級)の具体的な例は次のとおりである。

a 関節可動域 10 度以下のもの

b 高度の動搖関節

c 徒手筋力テストで 2 以下のもの

(イ) 「著しい障害」(5 級)の具体的な例は次のとおりである。

a 関節可動域 30 度以下のもの

b 中等度の動搖関節

c 徒手筋力テストで 3 に相当するもの

d 前腕の回内及び回外運動が可動域 10 度以下のもの

エ 手関節の機能障害

(ア) 「全廢」(4 級)の具体的な例は次のとおりである。

a 関節可動域 10 度以下のもの

b 徒手筋力テストで 2 以下のもの

(イ) 「著しい障害」(5 級)の具体的な例は次のとおりである。

a 関節可動域 30 度以下のもの

b 徒手筋力テストで 3 に相当するもの

オ 手指の機能障害

(ア) 手指の機能障害の判定には次の注意が必要である。

① 機能障害のある指の数が増すにつれて幾何学的にその障害は重くなる。

② おや指、次いでひとさし指の機能は特に重要である。

③ おや指の機能障害は摘む、握る等の機能を特に考慮して、その障害の重さを定めなければならない。

(イ) 一側の五指全体の機能障害

① 「全廢」(3 級)の具体的な例は次のとおりである。

字を書いたり、箸を持つことができないもの

② 「著しい障害」(4 級)の具体的な例は次のとおりである。

a 機能障害のある手で 5kg 以内のものしか下げることのできないもの

b 機能障害のある手の握力が 5kg 以内のもの

c 機能障害のある手で鍼又はかなづちの柄を握りそれぞれの作業のできないもの

③ 「軽度の障害」(7 級)の具体的な例は次のとおりである。

a 精密なる運動のできないもの

b 機能障害のある手では 10kg 以内のものしか下げることのできないもの

c 機能障害のある手の握力が 15kg 以内のもの

(ウ) 各指の機能障害

① 「全廃」の具体的な例は次のとおりである。

- a 各々の関節の可動域 10 度以下のもの
- b 徒手筋力テスト 2 以下のもの

② 「著しい障害」の具体的な例は次のとおりである。

- a 各々の関節の可動域 30 度以下のもの
- b 徒手筋力テストで 3 に相当するもの

(2) 下肢不自由

ア 一下肢の機能障害

(ア) 「全廃」(3 級)とは、下肢の運動性と支持性をほとんど失ったものをいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 下肢全体の筋力の低下のため患肢で立位を保持できないもの
- b 大腿骨又は脛骨の骨幹部偽関節のため患肢で立位を保持できないもの

(イ) 「著しい障害」(4 級)とは、歩く、平衡をとる、登る、立っている、身体を廻す、うずくまる、膝をつく、座る等の下肢の機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 1km 以上の歩行不能
- b 30 分以上起立位を保つことのできないもの
- c 通常の駅の階段の昇降が手すりにすがらねばできないもの
- d 通常の腰掛けでは腰掛けることのできないもの
- e 正座、あぐら、横座りのいずれも不可能なもの

(ウ) 「軽度の障害」(7 級)の具体的な例は次のとおりである。

- a 2km 以上の歩行不能
- b 1 時間以上の起立位を保つことのできないもの
- c 横座りはできるが正座及びあぐらのできないもの

イ 股関節の機能障害

(ア) 「全廃」(4 級)の具体的な例は次のとおりである。

- a 各方向の可動域(伸展←→屈曲、外転←→内転等連続した可動域)が 10 度以下のもの
- b 徒手筋力テストで 2 以下のもの

c 股関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの

(イ) 「著しい障害」(5 級)の具体的な例は次のとおりである。

- a 可動域 30 度以下のもの

b 徒手筋力テストで3に相当するもの

(ウ) 「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。

小児の股関節脱臼で軽度の跛行を呈するもの

ウ 膝関節の機能障害

(ア) 「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。

a 関節可動域10度以下のもの

b 徒手筋力テストで2以下のもの

c 膝関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの

d 高度の動搖関節

(イ) 「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。

a 関節可動域30度以下のもの

b 徒手筋力テストで3に相当するもの

c 中等度の動搖関節

(ウ) 「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。

a 関節可動域90度以下のもの

b 徒手筋力テストで4に相当するもの又は筋力低下で2km以上の歩行
ができないもの

エ 足関節の機能障害

(ア) 「全廃」(5級)の具体的な例は次のとおりである。

a 関節可動域5度以内のもの

b 徒手筋力テストで2以下のもの

c 足関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの

d 高度の動搖関節

(イ) 「著しい障害」(6級)の具体的な例は次のとおりである。

a 関節可動域10度以内のもの

b 徒手筋力テストで3に相当するもの

c 中等度の動搖関節

オ 足指の機能障害

(ア) 「全廃」(7級)の具体的な例は次のとおりである。

下駄、草履をはくことのできないもの

(イ) 「著しい障害」(両側の場合は7級)とは特別の工夫をしなければ下駄、草履をはくことのできないものをいう。

カ 下肢の短縮

計測の原則として前腸骨棘より内くるぶし下端までの距離を測る。

キ 切断

大腿又は下腿の切断の部位及び長さは実用長をもって計測する。従って、肢断端に骨の突出、瘢痕、拘縮、神経断端腫その他の障害があるときは、その障害の程度を考慮して、上位の等級に判定することもあり得る。

(3) 体幹不自由

体幹とは、頸部、胸部、腹部及び腰部を含み、その機能にはそれら各部の運動以外に体位の保持も重要である。

体幹の不自由をきたすには、四肢体幹の麻痺、運動失調、変形等による運動機能障害である。

これらの多くのものはその障害が単に体幹のみならず四肢にも及ぶものが多い。このような症例における体幹の機能障害とは、四肢の機能障害を一応切り離して、体幹のみの障害の場合を想定して判定したものという。従って、このような症例の等級は体幹と四肢の想定した障害の程度を総合して判定するのであるが、この際2つの重複する障害として上位の等級に編入するのには十分注意を要する。

例えば臀筋麻痺で起立困難の症例を体幹と下肢の両者の機能障害として2つの2級の重複として1級に編入することは妥当ではない。

ア 「座っていることのできないもの」(1級)とは、腰掛け、正座、横座り及びあぐらのいざれもできないものをいう。

イ 「座位または起立位を保つことの困難なもの」(2級)とは、10分間以上にわたり座位または起立位を保っていることのできないものをいう。

ウ 「起立することの困難なもの」(2級)とは、臥位又は座位より起立することが自力のみでは不可能で、他人又は柱、杖その他の器物の介護により初めて可能となるものをいう。

エ 「歩行の困難なもの」(3級)とは、100m以上の歩行不能のもの又は片脚による起立位保持が全く不可能なものをいう。

オ 「著しい障害」(5級)とは体幹の機能障害のために2km以上の歩行不能のものをいう。

(注5) なお、体幹不自由の項では、1級、2級、3級及び5級のみが記載され、その他の4級、6級が欠となっている。これは体幹の機能障害は四肢と異なり、具体的及び客観的に表現し難いので、このように大きく分けたのである。3級と5級に指定された症状の中間と思われるものがあった時も、これを4級とすべきではなく5級にとめるべきものである。

(注6) 下肢の異常によるものを含まないこと。

(4) 脳原性運動機能障害

この障害区分により程度等級を判定するのは、乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常についてであり、具体的な例は脳性麻痺である。

以下に示す判定方法は、生活関連動作を主体としたものであるので、乳幼児期の判定に用いることの不適当な場合は前記(1)～(3)の方法によるものとする。

なお、乳幼児期に発現した障害によって脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する者で、前記(1)～(3)の方法によることが著しく不利な場合は、この方法によることができるものとする。

ア 上肢機能障害

(ア) 両上肢の機能障害がある場合

両上肢の機能障害の程度は、紐むすびテストの結果によって次により判定するものとする。

区分	紐むすびテストの結果
等級表 1 級に該当する障害	紐むすびのできた数が 19 本以下のもの
等級表 2 級に該当する障害	紐むすびのできた数が 33 本以下のもの
等級表 3 級に該当する障害	紐むすびのできた数が 47 本以下のもの
等級表 4 級に該当する障害	紐むすびのできた数が 56 本以下のもの
等級表 5 級に該当する障害	紐むすびのできた数が 65 本以下のもの
等級表 6 級に該当する障害	紐むすびのできた数が 75 本以下のもの
等級表 7 級に該当する障害	紐むすびのできた数が 76 本以上のもの

(注 7) 紐むすびテスト

5 分間にとじ紐(長さ概ね 43cm)を何本むすぶことができるかを検査するもの

(イ) 一上肢の機能に障害がある場合

一上肢の機能障害の程度は 5 動作の能力テストの結果によって、次により判定するものとする。

区分	5 動作の能力テストの結果
等級表 1 級に該当する障害	—
等級表 2 級に該当する障害	5 動作の全てができないもの
等級表 3 級に該当する障害	5 動作のうち 1 動作しかできないもの

等級表 4 級に該当する障害	5 動作のうち 2 動作しかできないもの
等級表 5 級に該当する障害	5 動作のうち 3 動作しかできないもの
等級表 6 級に該当する障害	5 動作のうち 4 動作しかできないもの
等級表 7 級に該当する障害	5 動作の全てができるが、上肢に不随意運動・失調等を有するもの

(注 8) 5 動作の能力テスト

次の 5 動作の可否を検査するもの

- a 封筒をはさみで切る時に固定する
- b さいふからコインを出す
- c 傘をさす
- d 健側の爪を切る
- e 健側のそで口のボタンをとめる

イ 移動機能障害

移動機能障害の程度は、下肢、体幹機能の評価の結果によって次により判定する。

区分	下肢・体幹機能の評価の結果
等級表 1 級に該当する障害	つたい歩きができないもの
等級表 2 級に該当する障害	つたい歩きのみができるもの
等級表 3 級に該当する障害	支持なしで立位を保持し、その後 10m 歩行することはできるが、椅子から立ち上がる動作又は椅子に座る動作ができないもの
等級表 4 級に該当する障害	椅子から立ち上がり 10m 歩行し再び椅子に座る動作に 15 秒以上かかるもの
等級表 5 級に該当する障害	椅子から立ち上がり、10m 歩行し再び椅子に座る動作は 15 秒未満でできるが、50cm 幅の範囲を直線歩行できないもの
等級表 6 級に該当する障害	50cm 幅の範囲を直線歩行できるが、足を開き、しゃがみこんで、再び立ち上がる動作ができないもの
等級表 7 級に該当する障害	6 級以上には該当しないが、下肢に不随意運動・失調等を有するもの

身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（肢体不自由抜粋）

質 疑	回 答
[肢体不自由] (肢体不自由全般)	
1. 各関節の機能障害の認定について、「関節可動域(ROM)」と「徒手筋力テスト(MMT)」で具体例が示されているが、両方とも基準に該当する必要があるのか。	いずれか一方が該当すれば、認定可能である。
2. 身体障害者診断書の「肢体不自由の状況及び所見」の中の「動作・活動」評価は、等級判定上、どのように取り扱うべきか。	「動作・活動」欄は、主として多肢機能障害又は体幹機能障害を認定する際に、個々の診断内容が、実際の「動作・活動」の状態と照らし合わせて妥当であるか否かの判断をするための参考となるものである。 また、片麻痺などにより機能レベルに左右差がある場合には、共働による動作の評価を記入するなどして、全体としての「動作・活動」の状況を記載されたい。
3. 肩関節の関節可動域制限については、認定基準に各方向についての具体的な説明がないが、いずれかの方向で制限があればよいと理解してよいか。また、股関節の「各方向の可動域」についても同様に理解してよいか。	肩関節、股関節とともに、屈曲→伸展、外転→内転、外旋→内旋のすべての可動域で判断することとなり、原則として全方向が基準に合致することが必要である。 ただし、関節可動域以外に徒手筋力でも障害がある場合は、総合的な判断を要する場合もあり得る。
4. 一股関節の徒手筋力テストの結果が、「屈曲4、伸展4、外転3、内転3、外旋3、内旋4」で、平均が3.5の場合、どのように認定するのか。	小数点以下を四捨五入する。この場合は、徒手筋力テスト4で軽度の障害（7級）として認定することが適当である。
5. リウマチ等で、たびたび症状の悪化を繰り返し、悪化時の障害が平常時より重度となる者の場合、悪化時の状態を考慮した等級判定をしてかまわないか。	悪化時の状態が障害固定した状態で、継続するものとは考えられない場合は、原則として発作のない状態をもって判定することが適当である。

質 疑	回 答
<p>6. パーキンソン病に係る認定で、 ア. 疼痛がなく、四肢体幹の器質的な異常の証明が困難な場合で、他覚的に平衡機能障害を認める場合は、肢体不自由ではなく平衡機能障害として認定するべきか。 イ. 本症例では、一般的に服薬によってコントロール可能であるが、長期間の服薬によって次第にコントロールが利かず、1日のおちでも状態が著しく変化するような場合は、どのように取り扱うのか。</p>	<p>ア. ROM、MMTに器質的異常がない場合は、「動作・活動」等を参考に、他の医学的、客観的所見から、四肢・体幹の機能障害の認定基準に合致することが証明できる場合は、平衡機能障害ではなく肢体不自由として認定できる場合もあり得る。 イ. 本症例のように服薬によって状態が変化する障害の場合は、原則として服薬によってコントロールされている状態をもって判定するが、1日の大半においてコントロール不能の状態が永続する場合は、認定の対象となり得る。</p>
<p>7. 人工骨頭又は人工関節について、 ア. 下肢不自由においては、関節の「全廃」として認定されることとなっているが、上肢不自由においても関節の「全廃」として認定可能か。 イ. 疼痛軽減の目的等から人工膝単顆置換術等により、関節の一部をUKAインプラントの挿入によって置換した場合も、人工関節を用いたものとして、当該関節の「全廃」として認定できるか。</p>	<p>ア. 可能と考えられる。 イ. 認定基準における「人工関節を用いたもの」とは、関節の全置換術をしており、骨頭又は関節臼の一部にインプラント等を埋め込んだ場合は、人工関節等に比べて一般的に予後がよいことから、人工関節等と同等に取り扱うことは適当ではない。この場合は、ROMやMMT等による判定を行うことが適当である。</p>
<p>8. 認定基準の中で、肩関節や肘関節、足関節の「軽度の障害（7級）」に該当する具体的な規定がないが、概ね以下のようものが該当すると考えてよいか。 (肩関節)・関節可動域が90度以下のもの 　　・徒手筋力テストで4相当のもの (肘関節)・関節可動域が90度以下のもの 　　・徒手筋力テストで4相当のもの 　　・軽度の動搖関節 (足関節)・関節可動域が30度以下のもの 　　・徒手筋力テストで4相当のもの 　　・軽度の動搖関節</p>	<p>認定基準の「総括的解説」の(3)の記載からも、このような障害程度のものを7級として取り扱うことは適当である。</p>

質 疑	回 答
<p>9. 疾病等により常時臥床のため、褥創、全身浮腫、関節強直等をきたした者については、肢体不自由として認定してかまわないか。</p> <p>(上肢不自由)</p> <p>1. 「指を欠くもの」について、</p> <p>ア. 「一上肢のひとさし指を欠くもの」は、等級表上に規定はないが、7級として取り扱ってよいか。</p> <p>イ. また、「右上肢のひとさし指と、左上肢のなか指・くすり指・小指を欠いたもの」は、どのように取り扱うのか。</p> <p>2. 一上肢の機能の著しい障害（3級）のある者が、以下のように個々の関節等の機能障害の指數を合計すると4級にしかならない場合は、どのように判断するのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肩関節の著障=5級（指數2） ・肘関節の著障=5級（指數2） ・手関節の著障=5級（指數2） ・握力12kgの輕障=7級（指數0.5） 	<p>疾病の如何に問わらず、身体に永続する機能障害があり、その障害程度が肢体不自由の認定基準に合致するものであれば、肢体不自由として認定可能である。</p> <p>この場合、褥創や全身浮腫を認定の対象とすることは適当ではないが、関節強直については永続する機能障害として認定できる可能性がある。</p> <p>ア. 「一上肢のひとさし指」を欠くことのみをもって7級として取り扱うことは適当ではないが、「両上肢のひとさし指を欠くもの」については、「ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの」に準じて6級として認定することは可能である。</p> <p>イ. 一側の上肢の手指に7級に該当する機能障害があり、かつ、他側の上肢のひとさし指を欠く場合には、「ひとさし指の機能は親指に次いで重要である」という認定基準を踏まえ、両上肢の手指の機能障害を総合的に判断し、6級として認定することは可能である。</p> <p>一上肢、一下肢の障害とは、一肢全体に及ぶ機能障害を指すため、単一の関節の機能障害等の指數を合算した場合の等級とは必ずしも一致しないことがある。一肢全体の障害であるか、又は個々の関節等の重複障害であるかは、障害の実態を勘案し、慎重に判断されたい。</p> <p>また、一肢に係る合計指數は、機能障害</p>

質 疑	回 答
*合計指數=6.5(4級)	のある部位(複数の場合は上位の部位)から先を欠いた場合の障害等級の指數を超えて等級決定することは適当ではない。(合計指數算定の特例) この事例の場合、仮に4つの関節全てが全廢で、合計指數が19(1級)になったとしても、「一上肢を肩関節から欠く場合」(2級:指數11)以上の等級としては取り扱わないのが適当である。
3. 認定基準中に記載されている以下の障害は、それぞれ等級表のどの項目に当たるものと理解すればよいか。 ア. 手指の機能障害における「一側の五指全体の機能の著しい障害」(4級) イ. 認定基準の六の記載中、「右上肢を手関節から欠くもの」(3級) ウ. 同じく「左上肢を肩関節から欠くもの」(2級)	それぞれ以下のア～ウに相当するものとして取り扱うのが適当である。 ア. 等級表の上肢4級の8「おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害」 イ. 等級表の上肢3級の4「一上肢のすべての指を欠くもの」 ウ. 等級表の上肢2級の3「一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの」
(下肢不自由) 1. 足関節の可動域が、底屈及び背屈がそれぞれ5度の場合、底屈と背屈を合わせた連続可動域は10度となるが、この場合は「著しい障害」として認定することになるのか。 2. 両足関節が高度の尖足位であるため、底屈、背屈ともに自・他動運動が全く不能であり、起立位保持、歩行運動、補装具装着が困難な者の場合、関節の機能障害として認定するのか、あるいは歩行能力等から下肢全体の機能障害として認定するのか。	足関節等の0度から両方向に動く関節の可動域は、両方向の角度を加えた数値で判定することになるため、この事例の場合は、「著しい障害」として認定することが適当である。 障害の部位が明確であり、他の関節には機能障害がないことから、両足関節の全廢(4級)として認定することが適当である。

質 疑	回 答
<p>3. 変形性股関節症等の疼痛を伴う障害の場合、</p> <p>ア. 著しい疼痛はあるが、ROM、MMTの測定結果が基準に該当しないか又は疼痛によって測定困難な場合、この疼痛の事実をもって認定することは可能か。</p> <p>イ. 疼痛によってROM、MMTは測定できないが、「30分以上の起立位保持不可」など、同じ「下肢不自由」の規定のうち、「股関節の機能障害」ではなく「一下肢の機能障害」の規定に該当する場合は、一下肢の機能の著しい障害(4級)として認定することは可能か。</p>	<p>ア. 疼痛の訴えのみをもって認定することは適当ではないが、疼痛を押してまでの検査等は避けることを前提に、エックス線写真等の他の医学的、客観的な所見をもって証明できる場合は、認定の対象となり得る。</p> <p>イ. このように、疼痛により「一下肢の機能障害」に関する規定を準用する以外に「股関節の機能障害」を明確に判定する方法がない場合は、「一下肢の機能障害」の規定により、その障害程度を判断することは可能である。</p> <p>ただし、あくまでも「股関節の機能障害」として認定することが適当である。</p>
<p>4. 大腿骨頸部骨折による入院後に、筋力低下と著しい疲労を伴う歩行障害により、下肢不自由の認定基準の「1km以上の歩行困難で、駅の階段昇降が困難」に該当する場合、「一下肢の機能の著しい障害」に相当するものとして認定可能か。なお、ROM、MMTは、ほぼ正常域の状態にある。</p>	<p>ROM、MMTによる判定結果と歩行能力の程度に著しい相違がある場合は、その要因を正確に判断する必要がある。仮に医学的、客観的に証明できる疼痛によるものであれば認定可能であるが、一時的な筋力低下や疲労性の歩行障害によるものであれば永続する状態とは言えず、認定することは適当ではない。</p>
<p>5. 障害程度等級表及び認定基準においては、「両下肢の機能の軽度の障害」が規定されていないが、左右ともほぼ同等の障害レベルで、かつ「1km以上の歩行不能で、30分以上の起立位保持困難」などの場合は、両下肢の機能障害として4級認定することはあり得るのか。</p>	<p>「両下肢の機能障害」は、基本的には各障害部位を個々に判定した上で、総合的に障害程度を認定することが適当である。</p> <p>しかしながら両下肢全体の機能障害で、一下肢の機能の全廃(3級)あるいは著障(4級)と同程度の場合は、「両下肢の機能障害」での3級、4級認定はあり得る。</p>
<p>6. 下肢長差の取扱いについて、</p> <p>ア. 骨髄炎により一下肢が伸長し、健側に比して下肢長差が生じた場合は、一下肢の短縮の規定に基づいて認定してよいか。</p>	<p>ア. 伸長による脚長差も、短縮による脚長差と同様に取り扱うことが適当である。</p> <p>イ. 切断は最も著明な短縮と考えられるため、この場合は一下肢の10cm以上の短縮</p>

質 疑	回 答
イ. 下腿を10cm以上切断したことで下肢が短縮したが、切断長が下腿の1/2以上には及ばない場合、等級表からは1/2未満であることから等級を一つ下げて5級相当とするのか、あるいは短縮の規定からは10cm以上であるため4級として認定するのか。	と考え、4級として認定することが適當である。

質 疑	回 答
<p>(体幹不自由)</p> <p>1. 各等級の中間的な障害状態である場合の取扱いについて、</p> <p>ア. 体幹不自由に関する認定基準において、「3級と5級に指定された症状の中間と思われるものがあったときも、これを4級とすべきではなく5級にとめるべきものである」とは、3級の要件を完全に満たしていないければ、下位等級として取り扱うことを意味するのか。</p> <p>イ. 高度脊柱側弯症による体幹機能障害の症例について、「座位であれば10分以上の保持が可能であるが、起立位は5分程度しか保持できない(2級相当)。座位からの起立には介助をする(2級相当)が、立ち上がった後は約200mの自力歩行が可能(2級非該当)。」の状態にある場合、2級と3級の中間的な状態と考えられるが、アの規定から推測して、完全には2級の要件を満たしていないことから、3級にとめおくべきものと考えてよいか。</p> <p>2. 左下肢大腿を2分の1以上欠くものとして3級の手帳交付を受けていた者が、変形性腰椎症及び変形性けい椎症のため、体幹機能はほぼ強直の状態にある。この場合、下肢不自由3級と体幹不自由3級で、指數合算して2級として認定してよいか。</p>	<p>ア. この規定は、どちらの等級に近いかの判断もつかないような中間的な症例については、下位等級にとめおくべきことを説明したものであり、上位等級の要件を完全に満たさなければ、全て下位等級として認定することを意味したものではない。</p> <p>イ. 障害の状態が、連続する等級(この場合は2級と3級)の中間である場合、アの考え方から一律に3級とするのは、必ずしも適当でない。より近いと判断される等級で認定されるべきものであり、この事例の場合は、2級の認定が適当と考えられる。</p> <p>また、診断書の所見のみから判定することが難しい場合は、レントゲン写真等その他の客観的な検査データを取り寄せるなどして、より客観的に障害の状態を判断するべきである。</p> <p>体幹機能の障害と下肢機能の障害がある場合は、上位等級に該当するどちらか一方の機能障害で認定することが原則である。</p> <p>同一疾患、同一部位における障害について、下肢と体幹の両面から見て単純に重複認定することは適当ではない。</p> <p>本事例については、過去に認定した下肢切断に加えて、新たに体幹の機能障害が加わったものであり、障害が重複する場合の取扱いによって認定することは可能である。</p>

質 疑	回 答
(脳原性運動機能障害)	
1. 特に上肢機能障害に関する紐むすびテストにおいて、著しい意欲低下や検査教示が理解できない、あるいは機能的に見て明らかに訓練効果が期待できるなどの理由によって、検査結果に信憑性が乏しい場合は、どのように取り扱うことになるのか。	脳原性運動機能障害の程度等級の判定には、認定基準に定めるテストを実施することが原則であるが、乳幼児期の認定をはじめこの方法によりがたい場合は、肢体不自由一般のROM、MMTなどの方法を取らざるを得ない場合もある。
2. 脳原性運動機能障害に関する認定基準中、ア. 「なお、乳幼児期に発現した障害によって脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する者」とは、具体的にどのような障害をもつ者を指しているのか。 イ. また、「脳性麻痺」及びアの「乳幼児期以前に発現した類似の症状を呈する者」が、いずれも乳幼児期に手帳を申請した場合は、脳原性運動機能障害用と肢体不自由一般（上肢、下肢、体幹の機能障害）のどちらの認定基準を用いるべきかの判断に迷う場合があるが、この使い分けについてどのように考えるべきか。 ウ. さらに、「脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する者」であるが、「乳幼児期以降」に発現した場合は、どちらの認定基準によって判定するのか。	ア. 脳原性の障害としては、脳性麻痺の他、乳幼児期以前に発症した脳炎又は脳外傷、無酸素脳症等の後遺症等による全身性障害を有する者を想定している。 また、脳原性の障害ではないが類似の症状を呈する障害としては、脊髄性麻痺等のように乳幼児期には原因が明らかにならない全身性障害を想定していることから、認定基準のような表現としたものである。 イ. 「脳性麻痺」については原則的に脳原性運動機能障害用の認定基準をもって判定し、「乳幼児期以前に発現した類似の症状を呈する者」については、肢体不自由一般の認定基準を用いることが想定されているが、どちらの場合においても申請時の年齢等によって、それぞれの認定基準によることが困難又は不利となる場合には、より適切に判定できる方の認定基準によって判定するよう、柔軟に取り扱う必要がある。 ウ. この場合は、肢体不自由一般の認定基準によって判定することが適當である。
3. 一上肢の機能障害の程度を判定するための「5動作のテスト」に関しては、ア. 時間的条件が規定されていないが、それ	ア. 5動作は、速やかに日常動作を実用レベルで行えるかを判定するものであり、具体的な基準を明示することは困難である。

質 疑	回 答
<p>どれどの程度の時間でできれば、できたものとして判断するのか。</p> <p>イ. また、このテストは、必ず医師によって実施されることを要するのか。</p>	<p>るが、あえて例示するならば、各動作とも概ね1分以内でできる程度が目安と考えられる。</p> <p>イ. 原則として医師が行うことが望ましいが、診断医の指示に基づく場合は、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)等が実施してもかまわない。</p>
<p>4. 生後6か月頃の脳炎の後遺症で、幼少時に肢体不自由一般の認定基準に基づく上下肢不自由で認定されていた者が、紐むすびテスト等の可能となる年齢に達したため、脳原性運動機能障害の認定基準をもって再認定の申請が出された場合は、どのように取り扱うべきか。</p>	<p>障害が乳幼児期以前に発症した脳病変によるものであるため、同一の障害に対する再認定であれば、本人の不利にならない方の認定基準を用いて再認定することが適当である。</p>
<p>5. 脳原性運動機能障害の1級が、1分間に18本の紐が結べるレベルであるのに対して、上肢不自由の1級は両上肢の機能の全廃であり、紐むすびが全くできないが、等級の設定に不均衡があるのではないか。</p>	<p>幼少時からの脳原性運動機能障害について紐むすびテストを用いるのは、本人の日常生活における巧緻性や迅速性などの作業能力全般の評価を、端的に測定できるためである。</p>
	<p>また、この障害区分は、特に生活経験の獲得の面で極めて不利な状態にある先天性の脳性麻痺等の障害に配慮した基準であることを理解されたい。</p>

見直しの方向性について

《現状》

- 関節に人工骨頭又は人工関節を用いている場合は、関節が全廃しているものとして取扱い、股・膝関節:4級、足関節:5級として認定されている。
- 人工骨頭又は人工関節を用いている者の日常生活の制限の度合いは、医療技術の進歩(安全性・機能性の向上、耐久性の向上)により、この30年間で相対的に軽くなっており、術後は障害認定に該当しない程度にADLが改善される者が殆どである。
- 医療技術の進歩と高齢化に伴い、人工骨頭又は人工関節の手術件数は、約10年間でおよそ2倍に増えている。
(参考)人工関節手術件数:13年:3.3万件→22年:8.4万件
人工骨頭手術件数:13年:1.8万件→22年:3.5万件



《問題提起》

- ・ 手術後、大幅にADLが改善される場合が多く、法別表に掲げる「永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」に必ずしも該当しないため、一律4、5級とする現行の取扱いは他の障害とのバランスを欠いているのではないか。



《見直しの方向性》

- ・ 人工骨頭又は人工関節を用いている者については、
 - ① 手術後ADLが大幅に改善されるケースが多いこと
 - ② これらについては、体内に埋め込まれ、日常的に着脱する手間がないことから、手術後の障害の状態を評価し、認定を行うこととしてはどうか。
(ただし、制度改正後、新たに申請する者に適用し、既に認定されている者については再認定を要しない取扱いとする)

障害認定の在り方に関する研究（厚生労働科学研究）における骨子案を踏まえた
身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）の改正案について（肢体不自由）

改正案	現行
<p>四 肢体不自由</p> <p>1 総括的解説 (1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 肢体の機能障害の程度の判定は義肢、装具等の補装具を装着しない状態で行うものであること。<u>ただし、人工骨頭又は人工関節については、人工骨頭又は人工関節の置換術後の経過が安定した時点の機能障害の程度により判定する。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 各項解説 (1) 略 (2) 下肢不自由 ア (略) イ 股関節の機能障害 (ア) 「全廢」(4級)の具体的な例は次のとおりである。 a 各方向の可動域(伸展←→屈曲、外転←→内転等連続した可動域)が 10 度以下のもの b 徒手筋力テストで 2 以下のもの <u>(削除)</u> (イ)~(ウ) (略) ウ 膝関節の機能障害 (ア) 「全廢」(4級)の具体的な例は次のとおりである。 a 関節可動域 10 度以下のもの</p>	<p>四 肢体不自由</p> <p>1 総括的解説 (1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 肢体の機能障害の程度の判定は義肢、装具等の補装具を装着しない状態で行うものであること。<u>ただし、人工骨頭又は人工関節については、2 の各項解説に定めるところによる。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 各項解説 (3) 略 (4) 下肢不自由 ア (略) イ 股関節の機能障害 (ア) 「全廢」(4級)の具体的な例は次のとおりである。 a 各方向の可動域(伸展←→屈曲、外転←→内転等連続した可動域)が 10 度以下のもの b 徒手筋力テストで 2 以下のもの c <u>股関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの</u> (イ)~(ウ) (略) ウ 膝関節の機能障害 (ア) 「全廢」(4級)の具体的な例は次のとおりである。 a 関節可動域 10 度以下のもの</p>

改正案	現行
<p>b 徒手筋力テストで2以下のもの <u>(削除)</u></p>	<p>b 徒手筋力テストで2以下のもの</p>
<p><u>c 高度の動搖関節、変形等</u> (イ)～(ウ) (略)</p>	<p><u>c 膝関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの</u> <u>d 高度の動搖関節</u></p>
<p>エ 足関節の機能障害</p>	<p>エ 足関節の機能障害</p>
<p>(ア) 「全廢」(5級)の具体的な例は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 関節可動域5度以内のもの b 徒手筋力テストで2以下のもの <u>(削除)</u> <u>c 高度の動搖関節、変形等</u> <p>(イ) (略) オ (略)</p>	<p>(ア) 「全廢」(5級)の具体的な例は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 関節可動域5度以内のもの b 徒手筋力テストで2以下のもの <u>c 足関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの</u> <u>d 高度の動搖関節</u> <p>(ロ) (略) オ (略)</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>

「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の改正案（肢体不自由）

改正案	現行
[肢体不自由] (質疑) (削除)	[肢体不自由] (質疑) 7. 人工骨頭又は人工関節について、 ア. 下肢不自由においては、関節の「全 廃」として認定されることとなっ ているが、上肢不自由においても関節 の「全廃」として認定可能か。 イ. 痛痛軽減の目的等から人工膝単顆 置換術等により、関節の一部をUK Aインプラントの挿入によって置換 した場合も、人工関節を用いたもの として、当該関節の「全廃」として 認定できるか。
(回答) (削除)	(回答) ア. 可能と考えられる。 イ. 認定基準における「人工関節を用 いたもの」とは、関節の全置換術を 指しており、骨頭又は関節臼の一部 にインプラント等を埋め込んだ場合 は、人工関節等に比べて一般的に予 後がよいことから、人工関節等と同 等に取り扱うことは適当ではない。 この場合は、ROMやMMT等によ る判定を行うことが適当である。
(質疑) 7. 膝関節の機能障害において、屈曲拘 縮による変形が重度で、下肢の支持性 がなく、歩行ができないにもかかわら ず関節可動域が20度ある場合、「全 廃」（4級）として認定することは可 能か。	
(回答) 関節可動域が10度を超えていても 下肢の支持性がないことが、医学的 ・客観的に明らかな場合、「全廃」（4 級）として認定することは差し支えな い。	